

メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（案）に関する意見

2014年1月10日

新日本婦人の会中央本部

1. 表示偽装防止のため、違反者にたいする厳罰化と消費者の救済強化を求めます

食材偽装表示をしていた全国の有名ホテルレストラン（旅館）、老舗デパートは「内部のチェック機能が働いていなかった」「法令の認識が不足していた」などと釈明し、長期間、消費者を欺き続けたことについて真摯な謝罪がありません。食品表示は消費者にとって商品を選択する際の重要な判断材料であり、命や健康に直結するものです。「一枚肉」と偽装表示していた成形加工肉にはアレルギー反応を起こす添加物が含まれていました。ところがこのような食材偽装事件が何度も繰り返されるのは、企業側に命と健康にかかわる社会的責任の自覚がなく、消費者軽視、利益偏重の姿勢があるからです。また外食や中食の食材表示を取り締まる法律は事実上、景品表示法に限られ、規制が緩やかなため、虚偽表示を防ぐ効果的な歯止めとなっていません。

- 1) JAS法の「原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規定」（原料又は材料の原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金）に合わせ、メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法においてもルールの明確化と罰則規定の強化を求めます。
- 2) 食材偽装など景品表示法違反をした事業者（業界団体）には「社名」「所在地」「連絡先」「問題表示と正しい表示」のほか、原因調査とその結果について新聞やウェブサイト上に公表させ、消費者へ周知徹底をはかるよう求めます。
- 3) 被害を被った消費者には、事業者が弁済することを求めます。

2. 監視体制の強化を求めます

消費者保護のために、監視体制の確立と強化が急ぎ求められています。食品衛生監視員や消費者生活センター等の人員増強や研修などを国の責任で実施すること、違反にたいする迅速な対応のために、食品衛生監視員による「報告の要求」「臨検」「収去」「検査」、都道府県知事に「営業停止・営業許可の取り消し」の権限をそれぞれ付与することを求めます。

3. 外食・中食にも表示の義務化を求めます

消費者が長年求めている外食、中食の「原料原産地」「添加物」「アレルギー」等の表示を先送りせず、新食品表示法に盛り込むことを強く求めます。